

第206回

日本司法支援センター審査委員会

議事録

第206回
日本司法支援センター審査委員会
議事次第

1 日時

令和8年3月13日（金）午後1時40分～午後4時03分

2 場所

中野坂上ハーモニータワー8階 日本司法支援センター 役員会議室

3 議題

契約弁護士等に対してとる措置について

午後 1 時40分開会

○高橋委員長 それでは、遅くなりましたが、206回審査委員会を開催いたします。

そして、本日も前回同様、事務局の林弁護士が陪席されますので、許可をしてよろしいかと存じますが。

ありがとうございます。

それでは、本日は全員出席でございますので、定足数には問題はございません。

では、事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

○事務局 資料を確認させていただきます。

本日の審議予定は、通常案件 3 件がございます。令和 7 年審第 6 号、資料 1、1－1、1－2、令和 7 年審第 30 号、資料 2、2－1、令和 7 年審第 31 号、資料 3、資料 3－1、措置案件については参考措置例を机上配布しております。

資料は以上です。

○高橋委員長 確認いたしますと、契約弁護士等に対してとる措置についての付議案件が 3 件がございます。

それでは、まず早速、最初の令和 7 年審第 6 号、資料 1、1－1、1－2 について審議に入ります。

説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和 7 年審第 6 号）の審議部分については、審査委員会運営規程第 5 条第 5 項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 では、次の案件、令和 7 年審第 30 号、御説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和 7 年審第 30 号）の審議部分については、審査委員会運営規程第 5 条第 5 項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 続きましてということですが、令和 7 年審第 31 号、資料 3、説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和 7 年審第 31 号）の審議部分については、審査

委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 では、今後の予定について事務局より御説明いたします。

○事務局 次回、4月の審査委員会につきましては、4月16日木曜日1時30分からを予定しております。審議いただく案件は、新件3件を予定しております。

資料につきましては、準備が出来次第、招集通知と併せて郵送いたしますので、御確認をお願いいたします。

以上です。

○高橋委員長 本日、これで終了でございます。

どうもありがとうございました。

午後4時03分閉会